

## 《講演》

# 2006年度法学会学術講演会 わたしたちは裁けるのか?! 刑事裁判への市民参加を考える

## 指宿信

ご紹介にあずかりました、立命館大学の指宿です。

過分なご紹介をいただきましたが、主に刑事訴訟法を大学では教えつつ、それとともに、情報やインターネットについて発言してきました。きょうは、いわば本業の刑事訴訟法のほうで話をさせていただくということになっています。

### はじめに

新聞報道等でご存じの通り、2009年には、国民が裁判官と一緒に法壇の上に並んで刑事裁判で有罪・無罪などを判断しなければならないという制度が始まります。いわゆる裁判員裁判です。そんなものはわたしたちが望んだわけでもないし、もっと税金を安くしてほしいとか、安く住む場所をつくってほしいとか、働く場所を確保してほしいとか、国民にはもっと切実な願いがあるのに、なぜそんな訳のわからない制度ができたのだろうか、あるいはなぜそこに市民が駆り出されなければならないのか。そういう疑問があるのではないかと思います。

最近では、駅の通路や役所の窓口などにポスターが張られています。「裁判員制度・誕生」と。裁判所には今までと違う、法壇の広い裁判員用の法廷がつくられたとの報道もされています。従来だと、裁判官が3人だけなのに、その両側に市民が並ぶ非常に大きな法壇です。

法律のことについて詳しくなくても、裁判員制度がどうやら始まるらしいというこ

とはだんだんわかつてきました。制度をつくっている方も、あるいはそれを推進している側も、多大な金や労力をかけて宣伝していますし、映画やドラマも制作されています。日本弁護士連合会が作った裁判員ドラマでは主演は石坂浩二さんです。法務省が作った裁判員ドラマでは中村雅俊さんが主演です。

では、いったい裁判員制度とはどういうものなのでしょう。

従来の刑事裁判は、1審、2審で、法律上は法定合議事件と呼ばれていますが、基本的に3人の裁判官で審理されます。これが、市民の中から6人を選んで、合計9人で審理に当たるというように変わるのであります。裁判員が加わるのは、刑事手続きの中で、捜査、起訴、裁判を準備して、その後の公判が始まってからです。有罪や無罪、刑の内容を決め、そして判決を言い渡します。これらの部分に市民が参加することになっています。

誰が人を裁くのかということを、日本以外の国にも目を向けて見ると、このように分けることができるでしょう。

第一は、市民だけが刑事裁判で有罪・無罪を決め、刑については裁判官が決める、というものがあります。いわゆる「陪審制度」を採用している国々です。その発祥の地はイギリスで、今それをたくさん使っているのは、アメリカ合衆国や、イギリスの植民地であった国々、たとえば、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどです。それから、ソビエトの崩壊した後にできたロシアであるとか、最近陪審制度を再び採用したイタリアなどもあります。

第二は、やや似た制度として、裁判官と市民が一緒になって裁判をする国々で、これを「参審制度」と言います。ヨーロッパが中心で、ドイツ、北欧諸国、フランスなどです。フランスでは、「jury」という言葉を使っています。英語でいう陪審です。実際は裁判官と市民が一緒になっているので、呼び方は「jury」ですが、参審型だといえるでしょう。

これに対して、先進国の中で職業裁判官のみで裁判をやっていたのは、日本・オランダ・韓国です。ところが、日本が裁判官と市民のスタイルを探ることになったわけです。どうやら市民が刑事裁判をするのは先進諸国では当たり

## わたしたちは裁けるのか?! 刑事裁判への市民参加を考える（指宿）

前のことになっているので、日本や韓国はこれまで例外的な立場だったということがわかります。

では、それはいつごろから始められていたのか、簡単に見てみましょう。陪審裁判のルーツといわれているイギリスの場合です。

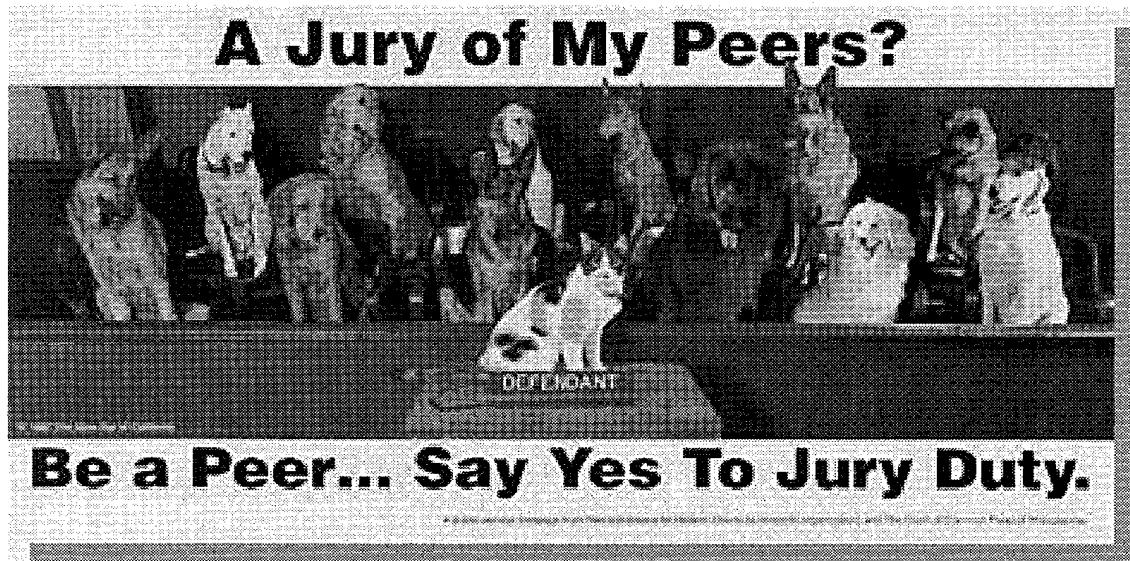
今から800年近く前、Magna Carta（マグナカルタ）という、近代法治国家の最も古い体系を定めた成文法の中に、イギリスではこういう権利を保障しなければならないということが書かれています。「イギリスの貴族ならびに自由人は、しばしば自分たちの勝手な判断を押し付ける王や王の官吏による判決よりも、むしろ自分たちの仲間たちの一団によって裁かれる権利がある」「The right to be tried by a panel of their peers.」と書かれています。これは英訳です。もともとはラテン語で書かれています。

アメリカ合衆国の場合、1788年に、今から200年以上前に作られた合衆国憲法、および修正第7条で、このように書かれています。「裁判所では、弾劾の場合を除いて、すべての犯罪の裁判は陪審によって行われるものとする」と。憲法の中で、こう定められているのです。「すべての犯罪の裁判」ということは刑事事件のことです。修正第7条は、基本的権利を定めている条項の一つですが、「普通法上の訴訟において、係争の価額が20ドルを超えるときは、陪審による審理の権利を認められるべきものとする」と。すなわち、憲法上の権利として、あるいは憲法上の制度として、第3条のほうは刑事、修正第7条のほうは民事について、陪審を基本的に行わなければならないとして、その国づくりをスタートさせたのです。

つまり、歴史的に、市民による裁判が大切で、市民によって裁かれることがとても重要であった、ということがわかります。これを、少し難しい言葉ですが、裁判へ市民参加が行われることの「自由主義的な側面」と呼んでおきます。

では、その「市民」とは一体誰なのでしょう。難しい問い合わせです。あまり難しい話から入るのはよくないので、この絵を見ていただきたいと思います。

「A jury of my peers? (わたしの仲間の陪審か?)」。そして、下には「Be a peer (仲間になろう). Say “yes” to jury duty (陪審の義務に「はい」と言いましょ



う)。これは、アメリカで使われている「皆さん、陪審員になってください」という市民に対する啓蒙(けいもう)のポスターです。

「defendant(被告人)」と書いているところに座っているこの動物は何かわかりますか。わかりにくいですね。では陪審員席のほうを見てみましょう。これはみんな犬ですね。defendantが猫だったら、この陪審員たちは犬ですので、自分の仲間ではありません。被告人席に座っているのが犬だったら、みんな仲間です。つまり、このポスターを見て、「peer(仲間)」というところから、恐らくアメリカ人が直感的に「あ、そうか。自分が陪審員にならないと、自分の仲間が裁判を受けるときに困るのではないか」と思うように、訴え掛けているポスターです。

もう一つ、別の絵を見ていただきます。これは、1957年に作られた『12 Angry Men』(十二人の怒れる男)という映画です。今から50年近く前に作られた映画ですので、白黒の写真です。映画の中で、刑事裁判・刑事司法に関する映画の中で、もっとも有名な作品と言えるでしょう。

殺人事件で起訴された若い青年を陪審員たちが裁きます。2時間ほどの映画のシーンはすべて陪審の評議室の中だけで、ドラマが進行します。そして、冒頭から陪審員たちは、「ああ、あの少年は有罪だ。有罪に決まっているじゃないか。証拠もちゃんとあるし、目撃者もいるし、有罪に決まっている」と言う

わたしたちは裁けるのか?! 刑事裁判への市民参加を考える（指宿）

ところからスタートします。そこに、ヘンリー・フォンダ扮（ふん）する8番陪審員が、「みんな、ちょっと待ってくれ」と異議を唱えます。そして、1対11という状態から物語がスタートします。徐々に、自分がどんな疑問があるかということを理屈的に、合理的に説明しながら、みんなを納得させていきます。物語は単純ではなくて、非常に激しい議論があるのです。

この映画は、アメリカの民主主義のすばらしさや、陪審制度のすばらしさの例としてあげられることがあります、本日はまったく別の観点からこの映画に触れておきたいと思います。8番陪審員、主人公と、ほかの11人の陪審員たちも見てみましょう。気付くことがあります。まず、「十二人の怒れる男」とタイトルにあるように男だけです。陪審員は全員男性で、女性はいません。肌の色を見てみましょう。白黒なのでわかりにくいかもしれません、全員白人です。つまり、この映画は1950年代のアメリカの陪審の実情をよく表していると思われます。

当時は、まだアフリカ系アメリカ人（黒人）に公民権が保障されていませんでした。1960年代以後の公民権運動の盛り上がりによって、黒人も選挙権を持ったり、陪審員になることができるようになったりするのです。それ以前の裁判を描いているから、この映画には黒人は登場しないのです。まだ南部を中心に黒人に対する非常に激しい差別が行われていた時代です。また、女性の社会進出も、アメリカであってもそれほど広く認められていたわけではありませんでした。従って、映画には女性陪審員がいないのです。

今わたしが紹介した観点から見ると、この陪審員の構成には大きな問題があることがわかると思います。先ほどの犬たちを使ったポスターと比べてみても、そう言えるでしょう。もし被告人がマイノリティであったら陪審員の中に自分の仲間はないし、被告人が女性だった場合は自分の心情や考え方を理解してくれる可能性のある同性はないということになります。

## 1 「仲間」による裁き ——ロドニー・キング事件裁判（米国）を素材として

では、仲間による裁き、あるいは同僚による裁き、つまり peer による裁きとはどういうことなのかという問題を、もう少し深刻な事例から考えてみたいと思います。

これは、ロドニー・キング事件といわれる、アメリカで1990年代に国を震撼（しんかん）させた、非常に大きな事件です。1991年3月にロサンゼルス市の郊外で、カーチェイスの末に黒人のドライバーが警官に止められ、逮捕現場で暴行を受ける、という事件がありました。

この暴行シーンがアマチュアのカメラマンによってビデオ撮影されて、その翌日に、テレビで全世界に向けてスクープとして放映されました。

アメリカには州と連邦と2つの政府が階層的にあることはご存じだとは思いますが、暴行した4人の警察官を州の事件であるとして州検察官が起訴しました。この事件はロサンゼルスで起こったので、本来ならロサンゼルス市で裁判が行われるはずでした。ところが、裁判地をロサンゼルス市からずっと北方の郊外、ベントウラ（Ventura）郡のシミバレー（Simi Valley）という裕福な人たちが住む町に移転して行うことを裁判所が決定します。翌年3月から裁判が始まり、もちろん陪審裁判で行われました。そして翌月、4人の警察官全員に対して暴行に関しては無罪評決が出ました。

その日から、ロサンゼルス市では黒人を中心とした暴動が始まりました。略奪、放火、暴行、果てには殺人事件まで起きました。これが、世にいう「ロサンゼルス大暴動」です。1週間、この暴動が続きます。死者50人以上、負傷者2,000人、放火3,600件、被害総額1,000億円以上といわれています。ロサンゼルス市はいわば無政府状態に陥って、市警察はほとんどその機能を維持することができなくなり、自分たちの警察署を暴徒から防衛するだけで精いっぱいでした。州兵と連邦軍が出動することによって、ようやく1週間後に沈静化しました。最終的に、州ではなく連邦の検察局がもう一度、その警察官4人を起訴

することを約束し、市民は暴動の矛を收めました。

このロドニー・キング事件の裁判の大きな争点として注目を浴びたのは、陪審員が誰だったかということでした。

当時のロサンゼルスの地元の新聞に掲載された戯画（カリカチュア）では、倒れている黒人を目隠しした正義の女神がてんびんを持って、暴行している様子が描かれ、全米に衝撃を与えました。黒人を暴行した4人の警察官は、全員白人であったのです。裁判では評決が無罪であったことから、正義の女神が4人の暴行を正当化し、裁判自体がそれを支持してしまったことを皮肉った戯画です。

ロドニー・キング事件の陪審員の構成は、ほとんど白人でした。ロサンゼルス市で陪審員を選ぶことになると、このような構成には恐らくならないと思います。陪審員の候補者は、その町の人口構成に比例して集められることになるので、ロサンゼルス市だったらほとんどが黒人の陪審員になると予測されます。

このことは後に、フットボールのスターで、映画俳優でもあった、O・J・シンプソン氏が元の奥さんを殺害した罪で陪審裁判にかけられた時に、ほとんどの陪審員が黒人で、シンプソン氏を無罪にしました。この時、ロドニー・キング事件の仕返しに遭ったのではないかと評価されたくらい、アメリカでは陪審裁判において陪審員の人種は大変微妙な問題になっています。すなわち、陪審員が被告人の仲間・同僚であるかどうかは大きな争点になってしまうのです。これは多人種国家のアメリカならではの現象といえると思います。

いずれにしても、陪審裁判では、自分たちの仲間・同僚によって裁かれたかどうかが裁判の正当性を確保する重要な要素になっていることがわかるでしょう。

## 2 刑事裁判への「市民」の考え方の反映 ——裁判への市民参加の民主主義的側面

では、市民が法壇に上がって有罪か無罪かを判断するということで一体何が変わるのでしょうか。職業裁判官と異なるのか。単に市民が加われば、それで

いいのか。こういうことが問われることになると思いますから、アメリカの陪審裁判を例にして、具体的な調査報告を見てみたいと思います。

1つ目に、レイプ事件における有罪率がどのように変わってきたかを見てみます。これは、アメリカの実証研究の一つです。カルバンとツァイゼルという研究者が行ったものです。

1950年代にはレイプ事件での有罪率は10%未満であったといわれています。ところが、1960年代には40%になり、1970年代には70%台に上がることになります。この20年間の変化は何かを考えると、言うまでもなく、女性の権利が拡大し、そして女性陪審員が増加していったことによって被害者である女性に対する理解や同情が形成されていくことになります。

この要因をもう少し敷衍してみます。陪審員は、裁判官とは異なって、被告人に対する考え方、社会の考え方を直接的に示す可能性が高い、ということです。

2つ目に、ベトナム戦争当時の徴兵拒否者に対する刑事裁判を見てみます。皆さんは歴史の中のできごととしてしかご存じないと思います。1960～70年代、アメリカではベトナムへの介入と撤退が非常に大きな問題でした。現在のイラク派兵と同じか、それ以上の政治的な問題でした。

徴兵を拒否した若者たちは徴兵拒否の罪で、これは国民の義務なので国民の義務を怠ったということから、起訴されてしまいました。税金を納めなかつたことと同じなのです。1967年、徴兵拒否者に対する裁判での無罪率は5%程度でした。しかし、1971年になると、無罪率が10%台に跳ね上りました。この数字は、ベトナム戦争撤退支持率と比例しています。つまりベトナム戦争反対の盛り上がりと共に、1967年では10%で、1971年には一気に70%を超え、アメリカはベトナムから手を引くべきだという世論が形成され、無罪率がそれに比例していったのです。このように、戦争に対する世論の変化が徴兵拒否に対する理解や同情を形成していった、という因果関係を見て取ることができます。

つまり、市民が刑事裁判に参加することで、社会の声や意見を直接的に、か

わたしたちは裁けるのか?! 刑事裁判への市民参加を考える（指宿）

つ速やかに法廷に反映させることができるわけです。これを、少し堅い言葉ですが、「裁判への市民参加の民主主義的側面」と呼んでおきます。

もちろん、アメリカで、すべての刑事裁判において市民の考え方が明確に有罪・無罪という形で反映されるわけではありません。たとえば殺人や強盗といった事件については、処罰感情はどんな時代でも、またどんな人種であっても一定していると考えられるので、それほどの変化はありません。<sup>\*</sup>しかし、女性の権利、被害者の権利、国家が他国に武力的に介入すること、といったさまざまな政治的・社会的に議論の分かれるような問題については、法廷で陪審員の考え方方が時代によって大きく変わることがあります。もし陪審員がこうした評決行動に出ないとすると、あるいは評決行動を行うことができないとすると、立法をして女性の権利を拡大するとか、選挙によって新しい大統領を選んでいくように、政権政党を変えるとかといった大規模な政治的な、あるいは立法上のプロセスを経なければなりません。しかし、連邦の一つの法律を変える、あるいは大統領を代えるということは並大抵のことではありません。

ところが、そのような大規模な行動を起こさなくても、一つの法廷の中で、自分が直面している事件の中で、市民は評決行動を通じて市民の考え方を直接意思表示することができるのです。これがアメリカの陪審制度の大きな特色だと思います。

要するに、市民が裁くことの一つの側面は、自由主義的な側面です。エリート法曹であったり、支配階層であったり、特權階層であったりする職業裁判官に対する対抗としての意味です。これは、同僚や仲間による裁判を求める被告人の権利として位置付けられます。

もう一つは、市民が権力作用に直接参加するという、民主主義的な側面です。立法において普通選挙権者として参加することと同じように、司法という権力作用に参加し、司法の権力作用を民主化していくということです。

### 3 日本の戦前——陪審制度の導入と挫折

続いて、戦前の日本ではどうだったのかを見てみましょう。

1928～1943年の間、わが国でも陪審裁判が行われていました。陪審員の資格は、30歳以上の男性、読み書き能力があって、年間3円以上の国税を納めている人です。調べてみたのですが、3円を現在の貨幣価値にすると6,000円くらいということで、それほど高い税金ではないように思います。

14年間で、合計で484件の陪審裁判が実施されました。無罪率は16.7%という非常に高い割合で無罪評決が出されています。裁判は1日で終わらないので、遠くから法廷に通う陪審員のため、交通機関の発達していないところですから、宿舎が用意されました。なんと全国に71カ所も設置されていました。裁判所の建物の横に宿舎を、もちろん厨房（ちゅうぼう）や食堂も付いているものを、用意しました。裁判官や検察官を256名も増員しました。非常に大きなコストをかけました。さらに、1928年にスタートするまでに全国で講演会を何と3,339回も実施しています。テレビもインターネットもない時代だから、講演会を使ったわけです。また、映画を7種類も作りました。パンフレットは284万部も作りました。

71カ所あった陪審法廷は、現在は2カ所しか残っていません。一つは桐蔭横浜大学に保存されている旧横浜地方裁判所の陪審法廷、もう一つは立命館大学の衣笠キャンパスに保存されている旧京都地方裁判所の陪審法廷です。いずれも無料で見ることができます。関心がおありでしたら、衣笠キャンパスに足をお運びください。当時のドキュメンタリーフィルムなどもそこで見ることができるようにになっています。

ところが、14年間でこの陪審裁判は停止されてしまいました。大変なコストや労力を投入して実施されたのですが、14年間で中断てしまいました。その理由は、第一に、1943年は太平洋戦争の真っ盛りであったからです。国じゅうの資源をすべて戦争に投入しなければならない状態でした。日本は、軍事国家、全体主義的な国家になっていったのです。陪審裁判が始まった1928年当時の日

## わたしたちは裁けるのか?! 刑事裁判への市民参加を考える（指宿）

本は、大正デモクラシーの影響を受けて、市民が民主主義国家に参加できるような仕組みをつくるという機運が盛り上がっていました。当時、普通選挙法も実施されています。つまり、貴族だけではなくて、市民が自分の代表を衆議院議員として送ることができるようになりました。それと同時に陪審裁判が始まっていったのです。ところが、そうした民主主義的な制度を維持するよりも戦争のほうが大事だという世の中になっていました。

第二は、陪審ができたにもかかわらず、被告人が陪審裁判を選ばなくなってきたことです。それは、法律家が陪審裁判に消極的で、場合によっては拒否的な態度を示したからです。

裁判官や検察官は、陪審裁判は非常に手間が掛かる、丁寧な説明をしたりして時間がかかる、だからやりたくなかったのです。弁護士も、陪審員を説得するのも大変で、時間がかかるし、やりたくなかったのです。当時の陪審裁判は被告人が辞退することができたのです。そのために、どんどん辞退数が増えていきました。また、せっかく陪審裁判で無罪評決を得ることができても、これを裁判長がひっくり返すことができました。裁判長が評決に不満だったら、たとえば無罪という評決が出ても、それは駄目だとして、陪審員を代えて、あるいは自分で有罪の判決を言い渡すことができたのです。

このように、民主主義的制度としては不完全な制度だったのです。

ここに、昭和6年に発刊された『陪審手引』〈大日本陪審協会『陪審手引——附法廷參與日誌』：1931年8月。復刻版（四宮啓監修），1999年9月，現代人文社（発売：大学図書）〉という古い本があります。陪審員になる人への手引書です。このように書いてあります。

「我が陪審法の精神」より。「我が國でこの陪審制度を採用することになりました理由は、外國のそれとは根本から相異つてゐるのであります。決して民衆から要求されたものでもなく、また從來の裁判に弊害があった譯でもありません。（中略）。然らば如何なる理由で、これを採用致しましたかと申しまするに、それは立憲制度の大精神に基いてゐるのであります。（中略）。素人である一般國民にも、裁判手續の一部に參與せしめたならば、一層裁判に對する國民

の信頼も高まり、同時に法律智識の涵養や、裁判に對する理解を増し、裁判制度の運用を一層圓滑ならしめやうとする精神から、採用されることになったのです。」

つまり、国民が望んでいるから陪審裁判をやるのでないという姿勢でした。言ってみれば、制度そのものに、民主主義的精神が欠けていた点が戦前の陪審裁判の特徴です。

#### 4 日本：戦後——戦後民主化とその頓挫

では、戦後はどうなったのでしょうか。

ご存じのように、戦後、アメリカ軍によってわが国は占領されました。占領時代に、いろいろな民主化が行われます。普通選挙法の実施。農地解放されて小作民が土地を得ることができるようになった。貴族制度が廃止され、貴族院がなくなって、市民から選ばれた人がすべて議員をやることになった。男女平等が保障された、などです。

ところが、司法の民主化はほとんど実施されることがなかったのです。ご存じのように、検察審査会という制度ができただけです。11人の市民によって、検察の不起訴判断に対してそれが正しいかどうかを市民の観点から審査しよう、という制度です。これで止まってしまいました。

陪審制度はどうなったかというと、停止されたまま再開されることはなかつたのです。その証拠に、裁判所法第3条を見てみると、第3項に「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」という規定が置かれています。今でも、この規定は生きています。六法をお持ちの方があったら、裁判所法を見ていただくと、「陪審」という言葉が法令上まだ残っていることに気が付くでしょう。

制度上は陪審裁判を再開することができました。しかし、政府も裁判所も、陪審裁判再開に対する要望については非常に消極的でした。国会では何度も質問が行われましたが、政府答弁あるいは裁判所答弁は決まっていて、時期尚早である、時機が熟していないということに終始しています。

## わたしたちは裁けるのか?! 刑事裁判への市民参加を考える（指宿）

唯一の例外が沖縄です。沖縄は、米軍に占領されたまま軍政が敷かれていたので、返還されるまでの間は陪審裁判が実施されていました。しかも、沖縄の人で英語を話す能力があると、陪審員として裁判に関与することが続いていました。

### 5 司法制度改革と「裁判員」制度

こうした事態が平成時代になると突然変わることになります。

#### 1) 市民の司法参加論

いわゆる司法制度改革が行われました。1999年に政府が司法制度改革審議会を設置し、2001年にはこの審議会の最終意見書が出されました。その中で、司法の国民的基盤を確立しなければならない、という意見が出されて、「国民は、一定の訴訟手続への参加を始め各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支える」と書かれています。

この司法制度改革は、ご存じのように、法科大学院の創設であるとか、知財高裁の設立であるとか、法テラス（日本司法支援センター）の設立であるとか、数多くの改革を内容とし、そういう改革につながったわけですが、国民的基盤を確立することもやらなければいけないということを明言したわけです。

この意見書に「国民的基盤」が盛り込まれた以上、政府はこれを実現せざるを得ないことになり、2001年に司法制度改革推進本部が官邸直属で置かれることになりました。さまざまな検討会が設置されて、国民の司法参加についてどのような制度づくりをするかがここで検討されました。

最終的に、国民だけで裁判を行う陪審的な制度は採らず、職業裁判官と市民が一緒になって有罪・無罪を決める、裁判員という新しい制度を導入することが決まりました。2004年には、法案が国会に提出され、可決されました。

#### 2) 裁判員制度の概要

この法律、裁判員法第1条には、このように書かれています。「国民の中か

ら選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と。最終意見書の「司法への理解」という言葉が「国民の理解の増進」となり、「これを支える」というところが、裁判への「信頼の向上」と置き換えられたわけです。

このようにして、いよいよわが国で刑事裁判に市民が加わることになったのです。

しかし、何か裁判員制度は人気がなさそうです。自分にとって何かいいことがあるのか。裁判員制度が始まることによって、市民一人一人に何かメリットがあるのか。裁判なんて、わたしにはよくわからないことだ。裁判員として人のために時間を割いたりするのは嫌だ。わたしには、もっと大切なこと、やらなければいけないことは、ほかにある。罪を犯した人のために、なぜわたしが裁判所へ行かなければいけないのか。刑罰を他人に言い渡すなんて、自分には責任が重過ぎる。時間がかかるのだったら、ちょっとくらいだったらいいいんだけれども、何日も拘束されるのなら、嫌だ。投票へ行くのでも嫌なのに、ここにじっと座って裁判を見ていなきゃいけないなんて、もっと嫌だ。行ってもいいけれども、義務を果たしたらお手当はちゃんともらえるのだろうか、等々。

いろいろな不安や不満が出てきます。

裁判員制度に関して一体どういうことが知りたいですかという世論調査をマスコミがしました。答は、たとえば「裁判員になったら、安全やプライバシーは守られるんでしょうか」「じゃ、一体具体的にどういう役割をしたらいいのか」「何でそんなことをやらなければいけないのか、意義・意味がよくわからない」「裁判員をやるといつても、どんな事件や、裁判の種類はどういうものか」「裁判員はどうやって選ばれるのか」といったことを知りたいという割合で示されています。

こうした市民からの不安や疑問に答える仕組みや制度づくりは当然に必要です。これは制度を運営していく側がやらなければなりません。

## 6 課題と期待

しかし、もっと本質的なことは別にあります。

### 1) わかりやすい裁判の実現

裁判員裁判は一体何をすればいいのかという視点が重要です。まず、市民が刑事裁判はどういう役割を果たすのかということについて理解しなければなりません。今まで職業裁判官と検察官と弁護士で裁判をしていたから、プロが裁判をやるという文化が日本の中に染み付いてしまっています。

裁判所に法廷傍聴に行かれた方はわかると思いますが、柵があって、柵の中と外に分けられています。われわれは、「傍聴席」と呼ばれる硬いいすに座って、よく聞こえない弁論を聞いたりしなければならない。ぼそぼそとしゃべっている。聞こえたとしても、何を言っているかよくわからない。専門用語が飛び交っている。あしたまた続きが聞けるかなと思ったら、次の日程は来月の第何曜日の何時からと1カ月も先になっている。そういう世界が柵の向こう側で繰り広げられています。これでは、市民が司法に対して距離を感じるのも無理はありません。

「裁判ぎた」という言葉に代表されるように、裁判にはできるだけかわらないほうがよいという負のイメージも強い。こうしたイメージを払拭（ふっしょく）していく必要もあるでしょう。一朝一夕には無理だと思います。司法制度改革審議会が「国民の理解」と言ったのは、言葉では簡単ですが、60年かけて積み上げられてきた刑事裁判に対するイメージを根本から変えていかなければなりません。簡単にはいかないでしょう。60年かけてつくられたものをそう簡単に崩すことはできません。

では、市民が、法廷の柵の向こうに入ればどうなるでしょうか。

当然、法律の素人である裁判員にわかるように話す、わかるような言葉を使う、ということにならなければなりません。こうした変化を伴わなければ市民が裁判員として重大な責任を担うというのは無理です。市民を迎える以上

は、司法の側が変わらなければならないのです。あるいは、法律を作っている側も変わらなければならないのです。これも容易ではありません。

刑事责任が問われたときに責任を認めるにはどうするのか。殺人や傷害については、被告人の「故意」が立証されなければなりません。法学部を出た人が裁判員になるわけではありません。ほとんどの人が法学部など出ていないのです。だから「故意とは一体何か」と。「過失」でもいいでしょう。過失を認定するためには、その前提として「注意義務」というものがあって、それを怠ったときに過失が認められる。ではその「注意義務」の内容は何か。これらの意味を市民が理解できるようにしていかなければならぬのです。これは本当に大変な作業です。

では、ほかの国はどうやっているのか。ほかの国では、それをやらざるを得ないからやっているわけです。まず、市民が参加するような裁判にかかる法律をわかりやすいものに変えることです。英語の場合、これを「plain English」と呼んでいます。専門家でなくともわかるような法律を作ることです。法廷で言葉が飛び交うわけですが、その言葉も市民にわかるような形に言い直さなければならぬでしょう。検察官や弁護人の主張の仕方や言葉遣いも変えていかなければならぬでしょう。

きょうの教室には非常に見やすいスクリーンがあるのですが、日本の法廷にはまだスクリーンがありません。だから、PowerPointは何と横の白い壁に上映しています。わかりやすい裁判をやるために法廷の構造がまだ間に合っていません。従来の、柵の向こう側だけでやる裁判所の施設のままなのです。大学でも昔は、黒板だけで講義をしていた時代がありました。でも今は、こちらの教室のようにスクリーンを用意したり、オーディオやディスプレーなどが徐々に整備されていきました。裁判所もそうならなければならぬでしょう。また、音声の聞きやすい環境にもしてもらわないといけません。市民に行くのだったら、明るくて、清潔でないといけないでしょう。裁判所というと暗いイメージがあります。

裁判員に対して、どんな対応を裁判所がするのか。また、裁判員を務めた後、

殺人事件など非常に陰惨な事件の審理に当たるわけだから、心理的なショックを受ける方もいるでしょう。そうした人にケアをする必要があります。

アメリカの陪審裁判では、裁判長が入ってきても起立しないのですが、陪審員が法廷に入ってくると、傍聴席も訴訟関係人もみんな立ち上がって、陪審員に敬意を払います。こうした敬意を持って市民の裁判員に対応するという心構えが、今の日本の裁判所にあるかどうか、わたしは心配です。

市民がこれから裁判員になるときに、事前学習や法教育をする必要があります。小・中・高と長い時間をかけて、よき裁判員になれるように学校教育段階での法教育が必要であると思います。

## 2) 公正な裁判の実現

しかし、言葉や外見や施設だけではなくて、やはり内容、すなわち、公正な裁判が実現されていなければなりません。

刑事裁判の主役はやはり被告人です。裁判員制度になったら、被告人が間違って有罪になる、すなわち誤判が増えた、ということになっては絶対になりません。公正な手続きを被告人に保障する仕組みをきっちりとつくり上げていくことが必要です。被告人を裁判員制度の犠牲にしてはならない。これだけは守らなければなりません。

## 3) 正義の実現

そして何よりも、刑事裁判において究極的な正義が実現されるようにならなければなりません。ここでは抽象的な正義を言っているわけではありません。

陪審すなわち市民、今後は裁判員、にとって、司法における正義とはどういうことかを考えなければなりません。これは、ゴバートという研究者が陪審についての研究書の中で述べたフレーズです。「陪審は、法をコミュニティーの正義の観念に沿ったものにするし、そうするように期待されているのである」\*\*と。自分一人の正義觀ではありません。地域や共同体の人たちが何がベストな解決だと望んでいるかという、そういう価値觀を法廷に実現する。これ

が市民の正義観であり、それを法廷の場で実現していくことこそ、素人である市民に期待されている役割なのです。

もう一つの側面として、法律家にも正義観があるでしょう。これは、トム・ハンクスが主役の映画、「フィラデルフィア」の中で述べられているフレーズです。「時には、自分が正義の一部になっていると感じことがある。だから、自分は弁護士を志して、弁護士をやっている」と。正義がなされるその一部に自分がかかわることができる、という喜びを主人公が語っているシーンです。この映画は少し古い映画ですが、大変素晴らしい法廷映画の一つです。

わたしは、市民の正義観と、法律家の正義観が合う場として、裁判員裁判が運営されていかなければならぬと思います。これまで、法律家だけ、片方だけの正義しか、わが国の法廷にはなかったと言ってよいと思います。そこに、市民の、コミュニティーの正義観を加えることができるようになるというのは、大きな変化です。それをわたしたち市民は、「チャンスを得た」と考えていかなければならぬと思います。

最後は駆け足になってしまいました。ご清聴ありがとうございました。

——終了——

\* もっとも、量刑については人種による差異が大きいことが実証的研究によって明らかにされている。たとえばフィラデルフィアでは黒人は白人よりも死刑になる確率が3倍ほど高いとされている。

\*\* James Gobert, Justice, Democracy and the Jury (1997) p.15.

[後記] 本講演ならびに本誌への収録につき、岩下雅充講師に大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。また、講演当日、熱心に耳を傾け、多くの質問を寄せてくれた聴衆の方々にも感謝したい。